

「学校給食衛生管理基準」の在り方に関する有識者会議の開催について

令和 8 年 3 月 10 日  
総合教育政策局長決定

1 趣旨

学校給食衛生管理基準は、学校給食法第 9 条第 1 項に基づき、学校給食の適切な衛生管理を図る上で維持されることが望ましい基準として定められたものであり、本基準に基づき、食中毒等の発生防止に向けた衛生管理を徹底することは学校給食運営の前提である。

一方で、基準策定から 15 年以上が経過し、食品衛生管理に関する科学的知見が蓄積されるとともに、働き方改革の推進や物流の輸送力不足など、給食運営を取り巻く社会環境は大きく変容している。

将来にわたり安定的な運営体制を維持するためには、科学的根拠に基づき、必要な衛生管理を引き続き担保しつつ、現場の実態に即した運用の合理化を含め実現可能な仕組みの構築を図ることが不可欠となっている。

これらを踏まえ、学校給食の一層の安全確保と社会環境の変化に適応した効率的な運営を両立させるための基準の在り方を検討することを目的として、「学校給食衛生管理基準」の在り方に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成（別添）

会議は、衛生管理に関する学識経験のある者によって構成し、必要に応じて、有識者への意見照会や構成員を追加することができるものとする。

3 検討事項

会議は、学校給食の一層の安全確保と社会環境の変化に適応した効率的な運営を両立させるための「学校給食衛生管理基準」の在り方について検討を行う。

4 期間

令和 8 年 3 月 10 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

5 庶務

会議の庶務は、総合教育政策局健康教育・食育課において処理する。

(別添)

「学校給食衛生管理基準」の在り方に関する有識者等

(五十音順)

協力者名	職 名
東 雅臣 伊東 美華 川村 仁 砂川 富正 勢戸 祥介 高橋 竜介 棚橋 恵美 中込 武文 森 功次	公益社団法人日本給食サービス協会 副会長 兼 関東支部長 栃木市立国府北小学校 栄養教諭 青森大学薬学部衛生薬学研究室 教授 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所応用疫学研究センター センター長 大阪公立大学大学院獣医学研究科 客員研究員 岩手県紫波町役場企画総務部地域づくり課公民連携係 係長 奈良県教育委員会事務局体育健康課 係長 一般社団法人日本給食品連合会 代表理事 東京都健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科 主任研究員

(以下、オブザーバー)

楠川 雅史 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長  
今川 正紀 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長  
高江 慎一 消費者庁食品衛生基準審査課長  
村山 直和 農林水産省大臣官房参事官 (兼消費・安全局)  
久納 寛子 水産庁漁政部加工流通課長  
鈴木 信一 水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室長